

運 営 規 程
(指定通所介護事業)

社会福祉法人 麗 心 会
デイサービスセンターアイリス

指定通所介護事業運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人麗心会が開設するデイサービスセンターアイリスが行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）が、要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防通所介護を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業者は、介護保険法の主旨に従って利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名称 デイサービスセンターアイリス
- 二 所在地 石川県羽咋郡志賀町給分ニ27番1

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 1人
事業所の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
- 二 生活相談員 1人以上
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
- 三 看護職員 1人以上
検温、血圧測定等を行うほか、利用者の介護予防サービス計画及び介護予防通所介護計画に基づく看護を行います。
- 四 介護職員 2人以上
利用者の介護予防サービス計画及び介護予防通所介護計画に基づく介護を行います。
- 五 機能訓練指導員 1人以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

第3章 営業日及び営業時間と定員

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- 一 営業日 月曜日から土曜日、但し1月1日を除く
- 二 営業時間

- ア 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ サービス提供時間 午前 9 時から午後 4 時までとする。

(利用者の定員)

第 6 条 事業所の利用定員数は、志賀町介護予防・日常生活支援総合事業利用者を含め 1 日 20 人とする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

第 4 章 設備及び備品等

(食堂)

第 7 条 事業者は、利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。

(機能訓練室)

第 8 条 事業者は、利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

(相談室)

第 9 条 事業者は、利用者に対する介護予防通所介護に供するための相談室を設けます。

(その他の設備)

第 10 条 事業者は、その他に静養室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備えます。

第 5 章 同意と契約

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第 11 条 事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

(受給資格等の確認)

第 12 条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認することができます。

第 6 章 サービスの提供

(通所介護計画の作成)

第 13 条 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画は、既に居宅介護サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付する。

- 5 事業の提供には、通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行い、サービスの実施状況を記録する。
- 6 管理者は、通所介護計画に基づくサービスの提供から、定期的に当該計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、そのモニタリングの結果を記録し、介護サービス計画を作成した居宅介護支援事業者に報告、必要に応じて当該計画の変更を行う。

（通所介護の内容）

第 14 条 事業者は、通所介護計画に基づいて、必要とされる入浴介助、食事提供、個別機能訓練、口腔機能向上サービス等を実施します。

（サービスの取り扱い方針）

- 第 15 条 事業者は、可能なかぎりその居宅において、要支援状態の維持、もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。
- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
 - 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
 - 4 事業者は、サービスを提供するに当たって懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
 - 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
 - 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、通所介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

（通常の事業実施地域）

第 16 条 通常の事業実施地域は、志賀町全域とします。

（利用料及びその他の費用）

- 第 17 条 通所介護計画を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。
- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
 - 3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
 - 4 事業者は、前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - 一 食事の提供に要する費用 1食につき 750円とする。
 - 5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

(利用料の変更等)

- 第 18 条 事業者は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。
- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第 7 章 留意事項

(食事)

- 第 19 条 通所介護利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所が提供する食事を摂取して頂きます。

(喫煙)

- 第 20 条 喫煙は、事業所内の所定の場所に限ります。なお所定の場所以外は禁煙にご協力頂きます。

(飲酒)

- 第 21 条 通所介護利用中の飲酒は厳禁です。

(衛生保持)

- 第 22 条 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

(禁止行為)

- 第 23 条 利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。
- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - 四 指定した場所以外で火気を用いること。
 - 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第 24 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。
- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第 8 章 従業員の服務規程と質の確保

(従業員の服務規程)

- 第 25 条 事業者及び従業員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当っては、常に以下の事項に留意します。
- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
 - 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(衛生管理)

第 26 条 事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業員に対し研修を行います。

2 従業員は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

(従業員の質の確保)

第 27 条 事業者は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を確保します。

(個人情報の保護)

第 28 条 事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

2 事業者は、従業員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第 9 章 緊急時等における対応方法

(緊急時の対応)

第 29 条 従業員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

(事故発生時の対応)

第 30 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(非常災害対策)

第 31 条 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業員に対し周知徹底を図るため、年 2 回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

第 10 章 その他

(地域との連携)

第 32 条 事業所の運営に当っては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地

域との交流に努めます。

(勤務体制等)

第 33 条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の体制を定めます。

2 利用者に対するサービスの提供は、従業員が行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

3 事業者は、従業員の資質向上のための研修の機会を設けます。

(記録の整備)

第 34 条 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとします。

(苦情処理)

第 35 条 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、石川県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、石川県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(掲示)

第 36 条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

(協力医療機関等)

第 37 条 事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めています。

2 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めています。

(その他)

第 38 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

(虐待の防止)

第 39 条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。また、その責任者は管理者とする。

(2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。

- (3) 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、県町等関係者に報告を行い、再発防止に努める。
- (5) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと。

(ハラスメント対策)

第40条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(改正)

第41条 この規程を改正、廃止するときは社会福祉法人麗心会理事会の議決を経るものとする。

附則

(施行)

この規程は、平成29年7月1日から施行します。

平成31年 4月1日、第5条一項、一部改正。

令和4年 4月1日、一部改正。

令和5年 8月1日 第17条4項改正。

令和6年 4月1日 第2章 第4条4項改正
第3章 第6条改正。